

「貸金庫規定」ならびに「自動貸金庫規定」の改定について

平素より北都銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保ならびに貸金庫業務の適正化等を図るべく、下記の通り「貸金庫規定」ならびに「自動貸金庫規定」を改定いたします。

規定改定に伴いお客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 改定の対象となる規定

- ・貸金庫規定
- ・自動貸金庫規定

2. 改定内容

(1) 主な改定内容

- ①貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加（記念硬貨除く）
- ②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等でご申告いただくこと 等

※ 改定箇所につきましては、別紙「貸金庫規定」ならびに「自動貸金庫規定」をご参照願います。

(2) 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨ともに格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の２点が格納いただけない現金となります。

- ①日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ②「①」と肖像が同一である銀行券（2007 年 4 月 2 日発行停止の一万円券（福沢諭吉））

現金の画像について詳しくは日本銀行ホームページをご確認ください。

https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/issue.htm

https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/past_issue/pbn_10000.htm

3. 改定日

2026 年 4 月 1 日（水）

4. ご留意事項

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に現金をお取り出しいただきますようお願いいたします。
- (2) 貸金庫利用目的確認のための書面につきましては、2025 年 12 月より順次、お届けいただいている住所宛に郵送等させていただきます。お手元に届き次第、ご郵送、または窓口へのご提出によりご申告願います。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
北都銀行 事務管理室 TEL : 018-837-1815

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が

第1条 (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金(記念硬貨除く)その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第2条 (利用目的の確認)

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第1条に定める範囲を逸脱することがないとする利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会いなどの適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。

第3条 (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条 (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。指定口座の残高が支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金してください。万一入金が遅延したときは、入金後いつでもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条 (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が

貸 金 庫 規 定

(2026 年 4 月 1 日改定)

保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

5. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開庫票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

第6条 (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開庫票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

6. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 当行に届出のあった氏名、住所等にあてて当行が行った通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 当行に届出のあった氏名、住所等にあてて当行が行った通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第8条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

8. (印鑑照合等)

貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第9条 (印鑑照合等)

貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第10条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. (反社会的勢力との取引謝絶)

この貸金庫は、後記 11 の(3)のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記 11 の(3)の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第11条 (反社会的勢力との取引謝絶)

この貸金庫は、後記第12条第3項のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記第12条第3項の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

第12条 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意志によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

貸 金 庫 規 定 (2026 年 4 月 1 日改定)

E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4) 前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第 3 条</u>第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<u>第 3 条</u>第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第 1 項から第 3 項の明渡しが 3 か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。 なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。	E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4) <u>前 2 項または</u>前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第 4 条</u>第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<u>第 4 条</u>第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第 1 項から第 3 項の明渡しが 3 か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。 なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。
<u>12.</u> (貸金庫の修繕、移転等) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	<u>第 13 条</u> (貸金庫の修繕、移転等) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
<u>13.</u> (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。	<u>第 14 条</u> (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
<u>14.</u> (譲渡、転貸等の禁止) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。	<u>第 15 条</u> (譲渡、転貸等の禁止) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
<u>15.</u> (規定の変更等) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。	<u>第 16 条</u> (規定の変更等) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当行ウェブサイトへの掲載</u>や店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるもの

貸 金 庫 規 定 (2026 年 4 月 1 日改定)

(2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上	とします。 (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上
--	---

貸 金 庫 規 定

第1条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金（記念硬貨除く）その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第2条（利用目的の確認）

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第1条に定める範囲を逸脱することがないとする利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会いなどの適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。

第3条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。指定口座の残高が支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金してください。万一入金が遅延したときは、入金後いつでもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

第6条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫に当たっては、当行所定の貸金庫開庫票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

第7条（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出て

ください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。

- (2) 当行に届出のあった氏名、住所等にあてて当行が行った通知または送付書類等が延着しましたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第8条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第9条（印鑑照合等）

貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第10条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第11条（反社会的勢力との取引謝絶）

この貸金庫は、後記第12条第3項のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記第12条第3項の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第12条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡ししてください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。第3条により契約期間が満了し、契約更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意志によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、

貸 金 庫 規 定

またはそのおそれがあると認められるとき

- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンドリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンドリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に関第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

第13条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第14条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

第15条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第16条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載や店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

現 行	改 定 後
<u>1. (格納品の範囲)</u> (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。 <u>2. (契約期間等)</u> この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 <u>3. (使用料)</u> (1) 貸金庫の使用料は、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。指定口座の残高が支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金してください。万一入金が遅延したときは、入金後いつでもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される継続期間から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。 <u>4. (鍵等の保管)</u> (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が	<u>第1条 (格納品の範囲)</u> (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。 <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金（記念硬貨を除く）その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>第2条 (利用目的の確認)</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第1条に定める範囲を逸脱することがないとする利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。</u> <u>第3条 (契約期間等)</u> この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 <u>第4条 (使用料)</u> (1) 貸金庫の使用料は、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。指定口座の残高が支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金してください。万一入金が遅延したときは、入金後いつでもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される継続期間から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。 <u>第5条 (鍵等の保管)</u> (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が

自 動 貸 金 庫 規 定 （2026 年 4 月 1 日改定）

保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 (2) 借主または借主があらかじめ届出た代理人(以下「代理人」という)に貸金庫ご利用カード(以下「ご利用カード」という)を発行いたしますので、借主または代理人が保管してください。 <u>5. (暗証の登録)</u> 借主または代理人が貸金庫の開庫にあたって使用する暗証を登録します。この場合、借主は当行所定の暗証届を当行に提出してください。 <u>6. (開閉者の確認)</u> ご利用カード、暗証、正鍵により当行所定の手続きをして貸金庫を開閉したものを借主または代理人(正当な契約者)とみなします。 なおこの場合、当行は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。 <u>7. (貸金庫の開閉等)</u> (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用し行ってください。 (2) 開庫にあたっては、ご利用カードをカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。 (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所(以下「ブース」という)で行ってください。 (4) 閉庫時には必ず内函を元の位置に戻し、開扉し正鍵により施錠して貸金庫を格納してください。なお、施錠、格納を行わなかったために生じた損害については当行は責任を負いません。 (5) 停電、故障等により暗証照合機が停止し、前記の取扱いができないときは、<u>当行所定の貸金庫開庫票に署名・暗証を記入、または届出印章により記名押印して提出してください。</u> <u>8. (届出事項の変更等)</u> (1) 印章もしくは「ご利用カード」を失ったとき、または印章、暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。 正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 (2) 届出のあった氏名、住所等にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>9. (「ご利用カード」、鍵の喪失時等の取扱い)</u> (1) 「ご利用カード」もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。 (2) 借主または借主があらかじめ届出た代理人(以下「代理人」という)に貸金庫ご利用カード(以下「ご利用カード」という)を発行いたしますので、借主または代理人が保管してください。 <u>第6条 (暗証の登録)</u> 借主または代理人が貸金庫の開庫にあたって使用する暗証を登録します。この場合、借主は当行所定の暗証届を当行に提出してください。 <u>第7条 (開閉者の確認)</u> ご利用カード、暗証、正鍵により当行所定の手続きをして貸金庫を開閉したものを借主または代理人(正当な契約者)とみなします。 なおこの場合、当行は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。 <u>第8条 (貸金庫の開閉等)</u> (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用し行ってください。 (2) 開庫にあたっては、ご利用カードをカード読取機に挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。 (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所(以下「ブース」という)で行ってください。 (4) 閉庫時には必ず内函を元の位置に戻し、開扉し正鍵により施錠して貸金庫を格納してください。なお、施錠、格納を行わなかったために生じた損害については当行は責任を負いません。 (5) 停電、故障等により暗証照合機が停止し、前記の取扱いができないときは、<u>当行所定の貸金庫開庫票に署名し、届出印章の押印または本人確認資料を提出してください。</u> <u>第9条 (届出事項の変更等)</u> (1) 印章もしくは「ご利用カード」を失ったとき、または印章、暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。 正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 (2) 届出のあった氏名、住所等にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <u>第10条 (「ご利用カード」、鍵の喪失時等の取扱い)</u> (1) 「ご利用カード」もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
--	--

10. (暗証番号、印鑑照合等)

- (1) 貸金庫の開庫にあたって、カード読取機操作の際、使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫、その他の取扱いをしましたうえは、「ご利用カード」、正鍵または暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 貸金庫の開閉に使用されるご利用カードならびに鍵について当行は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引謝絶)

この貸金庫は、後記 13 の(3)のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記 13 の(3)の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

13. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか 第 9 条 に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 第 2 条 により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

第 11 条 (暗証番号、印鑑照合等)

- (1) 貸金庫の開庫にあたって、カード読取機操作の際、使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫、その他の取扱いをしましたうえは、「ご利用カード」、正鍵または暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 貸金庫の開閉に使用されるご利用カードならびに鍵について当行は確認する義務を負いません。

第 12 条 (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第 13 条 (反社会的勢力との取引謝絶)

この貸金庫は、後記 第 14 条 第 3 項のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記 第 14 条 第 3 項の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第 14 条 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか 第 10 条 に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 第 3 条 により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意志によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して申告内容に反することが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、**第3条**第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に**第3条**第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会

2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して申告内容に反することが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、**第4条**第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に**第4条**第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会

自 動 貸 金 庫 規 定 (2026 年 4 月 1 日改定)

いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。 <u>14.</u> (貸金庫の修繕、移転等) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 <u>15.</u> (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。 <u>16.</u> (譲渡、転貸等の禁止) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。 <u>17.</u> (規定の変更等) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上	いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。 <u>第 15 条</u> (貸金庫の修繕、移転等) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 <u>第 16 条</u> (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。 <u>第 17 条</u> (譲渡、転貸等の禁止) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。 <u>第 18 条</u> (規定の変更等) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当行ウェブサイトへの掲載や</u>店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上
--	--

自動貸金庫規定

第1条（格納品の範囲）

- 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、破損しやすいものおよび変質するものは格納できません。
 - 公社債券、株券その他の有価証券
 - 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - 貴金属、宝石その他の貴重品
 - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - 現金（記念硬貨を除く）その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
 - 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第2条（利用目的の確認）

- 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第1条に定める範囲を逸脱することがないとする利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。

第3条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第4条（使用料）

- 貸金庫の使用料は、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。指定口座の残高が支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金してください。万一入金が遅延したときは、入金後いつでもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される継続期間から適用します。
- 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第5条（鍵等の保管）

- 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- 借主または借主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」という）に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」という）を発行いたしますので、借主または代理人が保管してください。

第6条（暗証の登録）

借主または代理人が貸金庫の開庫にあたって使用する暗証を登録します。この場合、借主は当行所定の暗証届を当行に提出してください。

第7条（開閉者の確認）

ご利用カード、暗証、正鍵により当行所定の手続をして貸金庫を開閉したものを借主または代理人（正当な契約者）とみなします。

なおこの場合、当行は開閉者の性別、年令等の確認はいたしません。

第8条（貸金庫の開閉等）

- 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行ってください。
- 開庫にあたっては、ご利用カードをカード読取機に挿入し、届出の

暗証をボタンにより操作してください。

- 格納品の出し入れは、当行所定の場所（以下「ブース」という）で行ってください。
- 閉庫時には必ず内函を元の位置に戻し、閉扉し正鍵により施錠して貸金庫を格納してください。なお、施錠、格納を行わなかったために生じた損害については当行は責任を負いません。
- 停電、故障等により暗証照合機が停止し、前記の取扱いができないときは、当行所定の貸金庫開庫票に署名し、届出印章の押印または本人確認資料を提出してください。

第9条（届出事項の変更等）

- 印章もしくは「ご利用カード」を失ったとき、または印章、暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
正鍵を失ったときもしくははき損したときも同様とします。
- 届出のあった氏名、住所等にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第10条（「ご利用カード」、鍵の喪失時等の取扱い）

- 「ご利用カード」もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 正鍵を失った場合またははき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第11条（暗証番号、印鑑照合等）

- 貸金庫の開庫にあたって、カード読取機操作の際、使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫、その他の取扱いをしましたうへは、「ご利用カード」、正鍵または暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 貸金庫の開閉に使用されるご利用カードならびに鍵について当行は確認する義務を負いません。

第12条（損害の負担等）

- 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第13条（反社会的勢力との取引謝絶）

この貸金庫は、後記第14条第3項のいずれにも該当しない場合に使用することができ、後記第14条第3項の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

第14条（解約等）

- この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、ご利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。
- 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を

自動貸金庫規定

解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の变质等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意志によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡ししてください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して申告内容に反することが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われなときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

第15条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第16条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第17条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

第18条（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載や店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上